

奈良県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
谷口 裕次	谷口鍼灸接骨院 北葛城郡広陵町みささぎ台七一 一三	平成二十六年一月一日
坂井 隆幸	幸健堂鍼灸整骨院 大和郡山市南郡山町六四五―一 二	平成二十六年二月一日